

平成 年 月 日

様

司法書士高島一寛事務所
TEL. 047-703-3201

お見積書（登記の種類：相続）

登録免許税額： _____円

・税率：固定資産評価額の0.4%（相続）、2%（遺贈・贈与）

司法書士報酬額（金額はすべて消費税別）

	内訳	費用	備考
1	基本報酬	50,000円	相続登記基本報酬
2	相続関係証明書	円	
3	遺産分割協議書	円	
4	不動産（個数）	円	
5	不動産（管轄）	円	
6	相続開始からの期間	円	
7	その他	円	
	司法書士報酬合計	円	

司法書士報酬の内訳

- 相続登記 基本報酬：50,000円
- 相続関係証明書 基本報酬：10,000円
 - 相続人5名以上の場合、1名あたり5,000円を加算
 - 被相続人が直系尊属の場合10,000円、兄弟姉妹の場合20,000円を加算
- 遺産分割協議書 基本報酬：10,000円
 - 銀行預金、有価証券等がある場合、1口座（銘柄）当たり2,000円を加算
 - その他、換価分割、代償分割など特別な条項を定める場合の加算額：5,000円～
- 不動産（個数）
 - 土地、家屋各1、またはマンション1室（敷地1）の場合は費用の加算なし
 - 上記を越えるときは1不動産追加ごとに3,000円を加算
- 不動産（管轄）
 - 管轄が2つ以上の場合、1管轄追加ごとに25,000円を加算
- 相続開始からの期間
 - 5年以上の場合の加算額：10,000円～
- その他：遺言書の検認をする場合、相続人中に海外在住者がいる場合、相続放棄をしている方がいる場合など

※司法書士報酬は、お見積りの時点で判明している事実のみにより計算しています。後に、新たな事実が明らかになったときは、上記基準に従い費用を加算させていただきます。

登記必要書類取得の代行手数料：1通1,000円（消費税別）

取得する書類は次のようなものです。上記に実費（交付手数料、小為替代、送料）を加算します。

- ①相続関係証明書：戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本、住民票（戸籍附票）、廃棄証明、不在籍・不在住証明、住居表示実施等証明
- ②登記事項証明書
- ③固定資産評価証明書